高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」研修開催のご案内

関　係　各　位

２０１８年（平成３０年）９月２８日

福岡県弁護士会

高齢者・障害者等委員会

委員長　和　智　大　助

　皆様におかれましては，益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

　さて，福岡県弁護士会では，恒例の「あいゆう」研修を，別紙のとおり，**平成３０年１１月１３日（火）**，**福岡市中央区荒戸の「ふくふくプラザ」**にて行います。

　午前の研修は，高齢者・障害者虐待に関する裁判例を扱います。平成18年に高齢者虐待防止法，平成24年に高齢者虐待防止法が施行され，すでに数年が経過し，虐待対応の適法性が争われた裁判例も増えてきました。そこで，本研修では，虐待関連の裁判例を集積し，弁護士の視点から分析します。そして，裁判例の分析の結果を踏まえて，行政を中心とする関係者は，虐待対応において，どのように考え，どのように行動すべきなのか，検討します。

　午後の研修については，医療における成年後見人の役割を中心に扱います。一般的に成年後見人には医療同意権がないとされています。もっとも，平成29年に定められた政府の成年後見制度利用促進基本計画では，「成年被後見人が，円滑に医療を受けられるようにするための支援の在り方と，その中における成年後見人等の事務の範囲について具体的な検討を進め，必要な措置が講じられる必要がある」とされており，医療の場面においても一定の役割が期待されています。実際，成年後見人が，医療提供者から手術への同意を求められたり，人生の最終段階における医療の方針について決定を求められたりすることは少なくありません。また，入院時に身元保証を求められることもあります。そこで，医療の場面において成年後見人に求められる役割とはどのようなものか，基本的な知識を確認した上で，ケース報告をもとにディスカッションします。

　下記の要領にて，ご参加の有無を，福岡県弁護士会 河村 職員宛て，ＦＡＸして頂きますようお願い申し上げます。

＊　各機関にて出席者をお取りまとめ頂き，下記記入欄にご参加の人数をご記入下さい（参加者がおられない場合，返信は不要です）。手話通訳・要約筆記等の情報保障のご要望の有無・内容もご教示下さい。

＊　講座ごとに出欠を集計しますので、お手数ですが，別紙「研修プラン」の「参加」欄に，出欠をご記入頂き、本書とともにご返信下さい。

＊　ご回答は，**平成３０年１０月１２日（金）**までにお願いします。

　　なお，会場に空席がある場合は研修当日の参加受付も可能ですが，情報伝達に配慮を要する場合は，なるべく本書による事前の参加申込により情報保障のご要望を行って頂きますようお願い申し上げます。手話通訳,要約筆記は準備していますが，それ以外の情報保障手段につきましては，ご希望される情報保障の内容によっては準備が間に合わない可能性がございますので，その際はご連絡させて頂きます。

＊　**当日，お1人1,000円の資料代を頂戴いたします。ご理解とご協力の程お願い申し上げます**。

＊　この研修につきご不明な点がございましたら，福岡県弁護士会事務局 河村 職員（電話092－741－6416）までご連絡下さい。

福岡県弁護士会（担当：河村）行　　FAX　092－715－3207

　　平成３０年１１月１３日の「あいゆう」研修に，次のとおり参加します。

　　ご機関名

　　ご参加代表者氏名（フルネーム）

　　ご 住 所

　　電話番号　　　　　　　　　　　　FAX番号　　　　　　　　　　　　　ご参加人数　合計　　　名

　　情報保障のご要望　　有（手話通訳・要約筆記・その他（具体的に）　　 　　　）・無